

佐賀県造林事業検査指針

最終改正（令和7年7月4日林業第869号）

1 目 的

この指針は、佐賀県造林事業補助金交付要綱、佐賀県造林事業実施要領、佐賀県造林事業実施要領運用規程及び佐賀県森林災害復旧事業補助金交付要綱（すべてについて以下「要綱等」という。）に定める事項について、検査を適切に実施することを目的とする。

2 検査員

- （1）検査は、各農林事務所の林務課長以上の職責のある者及び農林事務所長が任命した者のうち2名以上の体制で行うものとする。
- （2）上記のほか、林業課による検査を行うことができる。

3 検査の区分、現地検査箇所抽出及び現地検査の省略

- （1）検査は、申請のあった施行地1ヶ所毎に、書類検査及び現地検査を行うものとする。
- （2）農林事務所長が施業種毎に振られた申請書整理番号（親番号）の下一桁の数字を指定する。ただし、指定した数字の施行地が、現地検査を省略できない施行地である場合、その前後いずれかの施行地を指定する。
また、施行地最後の番号の数字が、指定された数字よりも小さい場合は、最後の数字の施行地を加える。
- （3）人工造林及び樹下植栽以外にあっては3.0ヘクタール未満のものについて（森林作業道については1000m未満のものについて）、当該施行地のうち無作為に抽出するその1/10以上に相当する数の施行地を除き現地検査を省略することができる。
なお、申請者の1申請に係る申請単位が複数ある場合は、農林事務所長が下記表により申請単位を無作為に抽出し、抽出した中から1申請に係る施行地数の1/10以上に相当する施行地を無作為に抽出した施行地を除き現地検査を省略することができる。

1 申請に係る申請単位の数	無作為抽出する申請単位の数
2～4	2
5～7	3
8～	4

申請単位とは施業種毎の補助金申請単位とする。

- （4）以下の施業種については、オルソ画像等により施業状況を確認できる場合は、現地での確認を省略できる。
 - 1）人工造林、下刈り、間伐及び更新伐：現地検査の全てを省略できる
 - 2）森林作業道：延長の確認のみ省略できることとし、幅員と横断勾配は従前通り現地検査を行う
- （5）2の（1）に定める林務課長以上の職責のある者による検査は、申請期毎に一以上の事業体を林務課長以上の職責のある者が選択し、選択した事業体それぞれの上記検査箇所のうち5箇所以上（5箇所未満の場合はそのすべて）の検査を自ら行うものと

する。ただし、すべての事業体の上記検査箇所数の合計が5箇所未満の場合は、そのすべてを林務課長以上の職責のある者が行うものとする。

(6) 現地検査を行った施行地の検査調書には、その旨を明示する。

4 書類検査

- (1) 申請書及び関係書類の内容が、採択基準に合致していることを確認し、書類検査チェックシート（様式第6号）を作成する。
- (2) 申請地の森林所有者及び地番を確認する。
- (3) 農耕地の造林については、農地転用許可の有無を確認うえ、許可された箇所（許可されることが確実な箇所）について、水田は水田跡地造林とし、畑地は原野造林とする。
- (4) 人工造林については、地拵え又は枝条片付けの申請がある場合、実施状況を着工前の写真及び着工後（植栽後）の写真により確認する。
- (5) 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈りを行う場合は、該当する市町村森林整備計画又は特定間伐等促進計画により区域の設定を確認する。
- (6) 面積の確認は、申請面積と申請図面を照合し認定面積とする。ただし、現地検査を実施する施行地については、現地と照合した結果をもって認定面積とする。
- (7) 間伐等における伐採木の搬出材積は、市場出荷伝票等を確認する。
- (8) 保育間伐のうち、13齢級以上の林分で行ったものに係る施行地については、平均胸高直径調査表により、当該施行地の林分に係る伐採対象の胸高直径の平均が18cm未満であることを確認する。
- (9) 現場管理費については、雇用の有無を書面により確認する。
- (10) 当該施行地における社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、社会保険料等の加入状況調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により確認する。
なお、保険証書で保険加入者名が確認できない労災保険については、労災保険加入者の名簿で確認する。

5 現地検査

- (1) 現地検査は、原則として申請者若しくは代理申請者、又はそれらの代理人を立会させて行う。
- (2) 現地検査を実施するときは、検査野帳（様式1～5）を作成する。
- (3) 人工造林又は樹下植栽の補助対象面積は、外側の植栽木から外側2メートルの範囲内で、かつ、地拵えが完了している区域とする。
- (4) (3)に規定する以外の補助対象面積は、造林事業に係る施業により一体として取扱う樹木を包括する区域の面積とする。
- (5) 災害関係事業における補助対象面積は、被害を受けた小班又は同一作業が可能な区域を単位とする被害区域の面積に本数被害率又は施業実施率のいずれか低い率を乗じた面積とする。
- (6) 補助対象地内の未植栽面積が、1ヶ所0.01ヘクタール以上であるものは除地とし、補助対象面積から除外する。
- (7) 施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致するか、森林計画図、GNSS等で照合・確認する。
- (8) 補助対象面積及び延長については、申請図面及び測量野帳と現地を照合し、方位角及び高低角においては各2度、距離においては100分の5を超える誤差があった場

合は、申請者に再測量を命じる。ただし、国土調査図面を利用し全面積実施の場合は省略することが出来る。

(9) 集約化団地における間伐及び更新伐の各施行地の測量成果の照合結果が、方位角及び高低角においては各2度、距離においては100分の5を超える誤差があった場合は、申請者に再測量を命じるとともに、当該集約化団地内の総施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地（(8)で照合した施行地を除く）について、測量成果を照合するものとする。

(10) (8) 及び (9) において、GNSS等による測量成果（成果図）を適用している場合は、2箇所以上の測点又は2個以上の測線又は対角線の距離を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。許容誤差は測点の座標値で3m又は距離で100分の5とする。

なお、座標値で3m又は距離で100分の5を超える誤差があった場合は、申請者に再測量を命じるとともに、当該集約化団地内の総施行地数の1/10以上に相当する数の施行地を無作為に抽出した施行地（(8)で照合した施行地を除く）について、測量成果を照合するものとする。

また、方位角及び高低角は省略することができる。

(11) (8) 及び (9) において、UAV測量による測量成果（オルソ画像等）を適用している場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルをGIS等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。

(12) 成工と認め難い施行地が発生した場合、総施行地数の10%以上を追加検査として実施する。なお、重大な過失が認められる場合にあっては、全施行地の検査行う。

1) 軽微なもの：間伐率の不足等

2) 重大なもの：未施行等

6 検査の認定

(1) 検査の結果、当該施行地が要綱等の規定に適合しないときは、竣工と認めず不合格又は一部不合格である旨を申請者に様式7号により通知する。

(2) 前項の不合格又は一部不合格箇所については、当該年度内の一定期間内に手直しを行ったものについて再検査を実施する。

(3) 検査員は、検査した事項を検査調書に記入し、これに押印するものとする。

7 その他

詳細については、別途定めるものとする。

様式 1

人工造林検査野帳（ 年度 期）＜ 市町＞

[検査者職氏名：]

[illegible]

注) 延長は、植栽間 10 (植栽木 11 本) とする。

植栽本数は ha 当たり換算とする。

様式 2

間伐・更新伐検査野帳（ 年度 期）＜ 市町＞

[検査者職氏名：]

[illegible]

注) 標準地検査箇所全てについて作成すること。

搬出材積については、伐根や残存木から推計し、記入する。

様式 2 の付

間伐・更新伐検査野帳（ 年度 期）＜ 市町＞

[検査者職氏名：]

[illegible]

注) 収量比数は、樹高及び本数を基に、密度管理図より判断する。

規定の伐採率に満たない場合に作成する。

様式 2-1

保育間伐検査野帳（ 年度 期）＜ 市町＞

[検査者職氏名：]

[illegible]

様式 3

枝打ち野帳（ 年度 期）＜ 市町＞

[検査者職氏名：]

[illegible]

注) 枝打ち1の枝打ち高は実施高差で1.0m以上、枝下高は2.0m以上または3.0m以上。枝打ち2, 3の枝打ち高は実施高差で2.0m以上または3.0m以上、枝下高は4.0m以上または5.0m以上。
枝下高は実施完了時の高さである。

様式 4

森林作業道検査野帳（ 年度 期）＜ 市町＞

[検査者職氏名：]

[illegible]

注) 実測延長が申請延長を下回った場合、実測延長を認定延長とする。

様式 4 の付

森林作業道検査野帳（ 年度 期）＜ 市町＞

[検査者職氏名：]

申請 番号	工 種	対象部の 路線延長	幅・高さ	構造物 延長	面積	厚	備 考
		m	m	m	m ²	cm	

注) 土工以外の施設を施工した場合に作成する。

様式 5

災害関係事業 検査野帳（ 年度 期）＜ 市町＞

[検査者職氏名：]

申 請			現 場		採 用 実施率	倒木起こし	
番 号	被害率	実施率	実施率	搬出率		胸高直径	樹 高
	%	%	%	%	%	cm	m

注) 標準地検査箇所全てについて作成すること。

胸高直径、樹高については目測とする。

年度 造林事業（ 期）書類検査チェックシート

事業名	森林環境保全直接支援事業			確認者 職氏名	
年 度		事業主体	〇〇森林組合		確認者 職氏名
市・町	〇〇市	施業種	人工造林、間伐		

番号	書 類 等 名		確認事項	チェック	対 象 事 業		備 考
					直接支援事業	特定機能回復事業	
1	計画関係	森林経営計画	施業の計画の有無	□	○		認定書
		特定間伐等促進計画	施業の計画の有無		○		
		経営管理実施権配分計画	施業の計画の有無		○		
		造林事業事前計画書	提出の有無・時期		○		
		市町村森林整備計画	特に効率的な施業が可能な森林の区域等は適切か		○		人工造林又は下刈の査定係数180の場合
			公益的機能別森林の有無			○	査定係数180の場合
2	契約関係	受託	事業委託申し込み書	□	○	○	申し込み一覧表
			見積書		○	○	施業プラン等
			受委託契約書		○	○	日付、氏名、印
			仕様書		○	○	
			協定書			○	市町・所有者・森林組合
		請負	設計書	□	○	○	適用根拠
			仕様書		○	○	作業指示書の確認でも可
			見積書		○	○	
			契約書		○	○	
			完了確認書類		○	○	
3	申請関係 本庁又は 農林事務所へ提出 する書類	申請書（総括・内訳）	有・無	□	○	○	
		施業箇所位置図（1／50,000）	有・無		○	○	
		施業図（1／5,000）	有・無		○	○	
		測量野帳	有・無		○	○	
		搬出材積集計表	有・無		○	○	
		社会保険等加入状況実態調査表	有・無 〃 払い込み状況		○	○	
		実行経費確認表	有・無		○	○	市町が事業実施（請負の場合）
		森林作業道整備線形図	有・無		○	○	
		森林経営計画の作成に関する同意書	有・無		○	○	特定間伐等促進計画に基づき実施する場合
		送電線下等施行地調査表	有・無		○	○	
		造林事業施行地における森林所有者電話番号一覧表	有・無 〃 1名に電話確認		○	○	
		樹種別苗木単価表	有・無		○	○	スギ・ヒノキ・クヌギ以外の植栽の場合
		平均胸高直径調査表	有・無		○	○	18cm未満の保育間伐に適用
		誓約書	有・無		○	○	市町・森林組合が事業主体の場合不要
		委任状及び精算依頼書	有・無		○	○	代理申請のみ
		森林作業道市町義務負担補助金交付申請書	有・無		○	○	
		標準地調査表	有・無		○		XⅢ齢級以上、標準伐期齢の2倍を超える場合
		森林作業道簡易構造物出来高図	有・無		○	○	
		伐採造林届出書等	有・無		○	○	人工造林及び樹下植栽等の場合
		協定書	有・無			○	
		森林作業道作設に係るチェックリスト	有・無		○	○	森林作業道の開設に限り、1施行地毎に作成
4	竣工検査 時に確認 する書類	作業日報	有・無	□	○	○	
		臨時雇用契約書	有・無 〃 就労証明等		○	○	
		事業着手前・完了後写真	有・無 〃 近景・遠景		○	○	
		伐採木の搬出状況（桟積状況）	有・無		○		
5	施業種別 検査項	人工造林	樹種・本数等・森林保険の加入状況を確認	□	○	○	
		下刈			○	○	2回刈り・6年生以上又は4回目以降の場合の必要性
		除伐、(保育)間伐、更新伐、伐倒・搬出集積	有・無 〃 5年以内の施業履歴		○	○	
		間伐、更新伐、伐倒・搬出集積	有・無 〃 事業実施状況写真		○	○	（間伐）伐採率は20%以上
			搬出材積集計表・市場出荷伝票		○	○	
		枝打ち	枝打ち幅・枝下高・本数		○	○	区分ごとの一体的施業の有無
		森林作業道（A～H）	延長・山腹横断勾配・幅員		○	○	
		簡易構造物	出来高図面等		○	○	
		被害森林整備、森林作業道の復旧	被害状況の詳細写真(着手前写真)		○	○	被害森林整備、森林作業道の復旧に限る

造林事業検査結果（不合格又は一部不合格）通知書

年 月 日

（申請者） 様

所属長 印

下記の施行地については、検査の結果、不合格（一部不合格）と認めましたので通知します。
 なお、再検査が可能と認められる事項について、再検査を希望する場合は、手直しのうえ、下記に定める期日までに連絡してください。

記

補助金交付申請書		平成 年 月 日付		第 号	
事業年度		申請期	期	検査年月日	
市 町				計 画 名	
事業主体				施 業 種	
種 別				造 林 区 分	
事業量	ha			延 長	m
検 査 結 果					
検 査 項 目	不合格又は一部不合格に該当する事項			再検査の可否	
手直し及び連絡の期限				連 絡 先	

- 注) 1 この通知書は、2部作成のうえ、1部は申請者へ送付し、1部は控えとする。
 2 再検査の可否欄には、手直しが可能な事項については「可」、不可能な事項については「不可」と記入する。
 3 不合格又は一部不合格に該当する検査項目が複数ある場合、手直しが不可能な事項が1以上あるときは、再検査できないものとする。この場合、本文の「なお書き」は抹消し、連絡の期限、連絡先の欄は記入しない。